

○燕市テレワーカー交通費補助金交付要綱

令和3年3月30日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市におけるテレワークの利便性を向上させ、定住を促進するため、新たに本市に住民登録を行うテレワーカーがテレワーク勤務の一環として本人が所属する企業等(県外に所在するものに限る。以下「所属企業」という。)又は取引先(県外に所在するものに限る。以下「取引先」という。)に移動する場合において、予算の範囲内で燕市テレワーカー交通費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 定住 本市に住民登録を行い、生活基盤を有する者で、市外へ転出する見込みがないことをいう。
- (3) テレワーカー 自宅又は自宅に準ずる場所若しくは所属企業以外で企業等が指定する県内の施設等において情報通信機器を利用した業務を行う者をいう。
- (4) 市税等 市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、県外から本市に住民登録し、住民登録前の業務を引き続き行うテレワーカーのうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者による1年度目の申請は、本人と同一の世帯に属する者のいずれもの住民登録日から180日以内であること。

(2) 次に掲げる申請区分に応じ、それぞれ当該要件を満たすこと。

ア 雇用型テレワーカー 所属企業から、住民登録日以降に県内で行うテレワーク勤務を認められていること。

イ 個人事業主 県外において事業活動を行う個人事業主であって、県内でテレワーク勤務を行っていること。

ウ 法人代表者 県外に存する企業等を経営している法人代表者であって、県内でテレワーク勤務を行っていること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯でないこと。

(4) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(5) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

(6) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(7) 市の移住定住に関する施策に協力できる者であること。

(8) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが国家公務員又は地方公務員ではないこと。

(9) その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、申請者本人がテレワーク勤務の一環として所属企業又は取引先に移動するために支払った公共交通機関及び高速道路の利用料のうち、第8条の規定による交付の決定を受けた後に支出した経費で、所属企業からの通勤等手当の支給額を除いたものとする。ただし、原則として出発地及び帰着地は自宅とし、経路は、経済的かつ合理的と認められるものであることとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1回の申請につき1万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、1月につき4回を限度とする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、当該補助金に係る1年度目の交付決定のあった月の当月以後最初に交通費を支払った月から12月間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市テレワーカー交通費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、住民登録をした日から180日以内に市長に提出しなければならない。

(1) テレワーカー交通費経路等計画書

(2) 次のいずれかの書類

ア 雇用型テレワーカー テレワーク勤務証明書(様式第2号)

イ 個人事業主及び法人代表者 テレワークにより県外における住民登録前の業務を引き続き行っていることを確認できる書類

(3) 世帯全員分の住民票(謄本)

(4) 申請を行う年度の前年度における世帯全員分の納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者による2年度目以降の申請(以下「継続申請」という。)は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「住民登録をした日から180日以内」とあるのは「継続申請を行う年度の4月1日から4月30日まで」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する2年度目以降の申請においては、第1項第2号の書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申

請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、燕市テレワーカー交通費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は燕市テレワーカー交通費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、燕市テレワーカー交通費補助金変更交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により補助金の額又は交付対象期間の変更を決定したときは、燕市テレワーカー交通費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、燕市テレワーカー交通費補助金実績報告書(様式第7号)に次の関係書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(1) 交通費支払明細書(様式第8号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、燕市テレワーカー交通費補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第12条 交付決定者は、補助金交付決定期間の終了後速やかに燕市テレワーカー交通費補助金交付請求書(様式第10号)及び交通費支払明細書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。ただし、当該期限

の末日が、燕市の休日を定める条例(平成18年燕市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日を期限とする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が交付対象期間内に市外へ転出したとき。
- (2) 交付決定者が交付決定期間内において継続的なテレワーク勤務をすることができなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 市税等の滞納があったとき。
- (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、燕市テレワーカー交通費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第143号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の燕市テレワーカー交通費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の燕市テレワーカー交通費補助金に適用し、令和4年度分までの燕市テレワーカー交通費補助金については、なお従前の例による。